

## 第2回第三者委員会議事録

＝R6.5.24＝

事務局 本日の委員会は10時開始を予定しております。ご着席をいただき今しばらくお待ちください。なお本日の会議は2時間を予定しております。

|       |                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                        |
| 1     | 皆様、定刻になりましたので、これから第2回桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会を開催したいと思います。                                               |
| 2     | 委員の皆様、本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。                                                                |
| 3     | なお、事務局から連絡事項の間、報道機関関係の方の写真撮影、こちらについては許可をさせていただきますので、その間によろしく願いいたします。                                   |
| 4     | また、委員会での傍聴につきまして傍聴の皆様、本日の次第、それから傍聴に関するご案内以外の資料の配布は間に合っておりません。申し訳ございませんけれども、一覧ということになりますのでよろしくお願いいたします。 |
| 5     | ただ前回、第1回の時にもそうでしたけれども、会議終了後にすぐ皆様に公表できるように準備はしておりますのでよろしくお願いいたします。                                      |
| 6     | では、最初に事務局より連絡事項です。こちらをお願いしたいと思いますのでよろしいでしょうか。                                                          |
| 事務局   |                                                                                                        |
| 7     | 事務局の辰川でございます。                                                                                          |
| 8     | 委員の皆様にお配りした配布資料についてご案内いたします。                                                                           |
| 9     | まず、はじめに<br>・次第<br>・出席者名簿・座席表がございます。                                                                    |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 10  | 次に前回、第 1 回第三者委員会で要請のございました資料について資料番号・資料一覧表に沿ってご案内いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 11  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料番号 8</li> <li>・ 8-1 介護サービス情報提供同意書</li> <li>・ 8-2 開始時記事</li> <li>・ 8-3 求職活動状況・収入申告書</li> <li>・ 8-4 居宅療養管理指導届出書</li> <li>・ 8-5 住宅扶助費用代理納付事務委任書</li> <li>・ 8-6 生活保護受給者のみなさまへ</li> <li>・ 8-7 生活保護受給証明書</li> <li>・ 8-8 相談受付票</li> <li>・ 8-9 様式第 1 号 ～ 8-48 様式第 40 号</li> <li>・ 8-49 預金口座振込通知書</li> </ul>                                                         |
| 12  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料番号 9－1 辞退数が多い理由</li> <li>・資料番号 9－2 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9-2-1 保護者数、母子世帯数</li> </ul> </li> <li>・資料番号 9－3 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9-3-1 境界層該当者の取扱い（通知）</li> <li>・ 9-3-2 却下事由</li> <li>・ 9-3-3 相談のみで申請に至らなかった事由</li> <li>・ 9-3-4 境界層該当措置とは</li> </ul> </li> <li>・資料番号 9－5 その他内訳</li> <li>・資料番号 9－6 廃止割合 12 市比較</li> </ul> |
| 13  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料番号 10－1 SV になるまでの経験年数</li> <li>・資料番号 10－2 令和 5 年度生活保護関係新任職員研修会開催要綱等</li> <li>・資料番号 10－3 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10-3-1 人事研修説明資料</li> <li>・ 10-3-2 人事評価シート</li> </ul> </li> <li>・資料番号 10－4 保護係職員配置と所掌事務</li> <li>・資料番号 10－5 実施方針・事業計画（H30～R5）6 年分</li> </ul>                                                                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 14  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料番号 1 1 - 1 保護金品支給手続きの流れ</li> <li>・ 資料番号 1 2 - 1 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12-1-1 桐生市生活保護法施行細則</li> <li>・ 12-1-2 現業員等による生活保護費の詐取等の 不正防止等について</li> <li>・ 12-1-3 地方公共団体の財務制度における生活 保護費等の経理について</li> </ul> </li> </ul> |
| 15  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料番号 1 2 - 2 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12-2-1 新規開始時チェックリスト</li> <li>・ 12-2-2 開始時チェックシート</li> <li>・ 12-2-3 新規申請後チェックリスト</li> </ul> </li> </ul>                                                                        |
| 16  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料番号 1 4 - 2 監査指摘・指示事項等（H30～R4）5 年分</li> </ul>                                                                                                                                                                                      |
| 17  | 提出資料については、5 月 1 0 日時点受理分までを次第に記載させていただきましたが、資料番号 9 - 2 - 2 「母子世帯被保護世帯数と母子世帯数」を追加させていただきました。                                                                                                                                                                                  |
| 18  | <p>資料の一部は事前に委員のみなさまにお渡しさせていただいたものと同じでございます。</p> <p>お手元の資料に不備等がございましたらお知らせいただきたいと思います。みなさまのお手元にありますでしょうか。</p>                                                                                                                                                                 |
| 各委員 |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 19  | （一同） はい。あります。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局 |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 20  | それでは、本日の委員会に出席された委員のみなさまにつきましては、お手元に出席者名簿を配付してございますので、ご確認いただきたいと思います。                                                                                                                                                                                                        |
| 21  | なお、4 月 1 日付で保健福祉部に人事異動になりました宮地保健福祉部長と関口保健福祉部参事が今回より出席いたします。                                                                                                                                                                                                                  |

|       |                                                                                                                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局   |                                                                                                                                                |
| 22    | 続きまして本日、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置要綱第6条2項によりまして、委員総数の半数以上の出席をもって成立するとしておりますが、本日は現時点で4名中4名の方がご出席でございます。本委員会は成立してございます。                           |
| 23    | また、公開方法としまして傍聴要領が定められております。傍聴の皆様におかれましては、傍聴のみとなっております。発言は認めておりません。また、チラシ等の配布も認めておりませんので、ご了承をお願い致します。                                           |
| 24    | 改めましてただいまより会議終了まで報道機関の方も撮影・録音はできません。電子機器・パソコン等のご使用もできませんのでご協力をお願いいたします。                                                                        |
| 25    | なお、詳細につきましては、お渡しいたしました傍聴に関する案内をご覧くださいませようをお願いいたします。議事の進行にどうかご協力をお願いいたします。                                                                      |
| 26    | また、本日の議事録および抜粋した一部資料等は本委員会閉会後に準備が整い次第、桐生市のホームページでご確認いただけます。事務局からの連絡は以上でございます。                                                                  |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                |
| 27    | はい。ありがとうございました。                                                                                                                                |
| 28    | それでは、議事の方に移らせていただきます。                                                                                                                          |
| 29    | 第1回の委員会に引き続きまして、委員長である私、吉野から進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。                                                                                        |
| 30    | 本日の議事の進め方の概略をまずお話ししたいと思います。<br>前回、第1回の委員会の中では、色々な資料についてご説明を頂戴しました。今回、私たち第三者委員会のメンバーとしては、まずこの設置要綱で定められております3事案のケース、こちらについて冒頭議論をしたいという風に思っております。 |

|       |                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 31    | <p>その上で今日配布していただいた資料の、要するに私たちからの要望したものです、こちらについての議論という風に移りたいと思っています。</p>                                                                                                                                                              |
| 32    | <p>この資料番号というのが今ありましたけれども、こちらは、前回、私たちが、逐語で議事録が公開されていると思いますけれども、その議事録の中で少々お願いをしたことがございました。そちらにつきまして、事務局を担当していただいている方で分類をしていただいて、適宜わかりやすくすることを心がけております。</p>                                                                              |
| 33    | <p>この分類につきましては、番号を変えずに、今後追加資料が出てきた場合には枝番が増えていくというような形で、それぞれの議題について資料を揃えていくということを念頭に置いておりますので、その旨申し添えます。</p>                                                                                                                           |
| 34    | <p>まず、3事案の関係で、資料番号でいきますと、実は番号が後ろの方と関連することが多くなると思います、番号でいきますと11番というのが公費の関係になっております。</p>                                                                                                                                                |
| 35    | <p>それから、12番ですね、こちらにつきましても、前回3事案の中でこちらの方で意見を差し上げて出てきた資料です。</p>                                                                                                                                                                         |
| 36    | <p>それから1つだけ番号が先に行っておりますけれども、前半の方の資料にも、今回の関係するものが出てございます。それはまた議論をしながら確認してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                             |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 37    | <p>それでは、まずその3事案のケースにつきまして少しお話を進めたいと思います。まず、問題とされております3事案に関するケース記録、こちらにつきまして私たち第三者委員会としては、それぞれ委員として、その3事案に関するケース記録を開示していただきたいと、こういうようなお願いをいたしましたけれども、現時点では開示されていないということでございますので、この点に関して、事務局なり担当部局の方からご説明をまずいただきたいと思っておりますのでお願いします。</p> |

|        |                                                                                                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人材育成課長 |                                                                                                                                                            |
| 38     | <p>それでは、人材育成課長より説明をさせていただきます。</p> <p>本委員会につきましては、まず、速やかに立ち上げるため、要綱により設置をさせていただきました。</p> <p>要綱設置の場合は、今おっしゃったケース記録などの個人情報、こちらを閲覧することができないというような状況がございます。</p> |
| 39     | <p>現在、桐生市議会で令和6年第2回定例会に桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例案、こちらを提出させていただいております。今後、議会においてご審議いただき、またご議決をいただければ、本委員会において個人情報を扱うことができるようになるというような状況でございます。</p>         |
| 吉野委員長  |                                                                                                                                                            |
| 40     | <p>はい、ありがとうございました。私たちの今根拠になっているところが、設置要綱というところで、迅速なという話が今ございましたけれども、その観点で設置をしていただいたということになります。</p>                                                         |
| 41     | <p>皆様、前回の議論でも出てまいりましたけれども、個人情報保護法について今行政機関もこの法律に服しておりますけれども、その中でいわゆる第三者提供という問題になるということです。</p>                                                              |
| 42     | <p>第三者提供につきましては、法律の上で例外規定があって、原則提供してはいけないけれども、例外として提供ができることができる中に法令の規定がある場合ということがあります。</p>                                                                 |
| 43     | <p>この法令には条例が含まれるということです。設置要綱は残念ながらここに含まれておりませんので、条例化していただいて、私たちが自由にそういったものが見られる状況を整えていただくということです、そちらについては議会の判断もありますけれども、その判断を待ちたいと思っています。</p>              |
| 44     | <p>このお話につきましては、第1回の委員会の終了後、速やかに事務局の方から委員長である私の方にもお話がありました。</p>                                                                                             |

|       |                                                                                                                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                 |
| 45    | <p>なかなかその条例化するまでには一定程度時間がかかるということでございましたけれども、設置要綱では、私たち、3事案を調査することが書かれておりましたので、こちらについてなんとか提供可能な形がないかということでお話をいたしました。</p>                                                        |
| 46    | <p>私の方でまず提案しましたのが、3事案をそれぞれの方がいらっしゃるの、その方に個別の同意をいただいて、これも例外で第三者提供が可能になる場合ですけれども、同意をいただくことができないかということを検討していただいたという経過があります。</p>                                                    |
| 47    | <p>こちらにつきましては、事務局、再度あるいは桐生市としてご検討いただいたのだと思いますけれども、報道ベースになりますけれども、この3事案に関わると思われる方々から訴訟が提起されるという事情がございました。</p>                                                                    |
| 48    | <p>私が確認したところでは、まだ訴状は受け取られていないということなので、原告がどなたかというのは、桐生市として正確に把握されていないという状況です。</p>                                                                                                |
| 49    | <p>ただですね、そうなりますと、代理人の弁護士がついているという状況で、市として直接その方々にアクセスして良いかというようなことを慎重に検討していただいたと聞いています。</p>                                                                                      |
| 50    | <p>その点のお話が、今度はまた私の方に戻ってまいりましたので、それであればということで、第三者委員会として直接、私たちは桐生市とは独立している立場だという風に理解しておりますので、第三者委員会として直接その3人の方のケースについて事情が聞けないかということで、その点に限って、個別の同意をいただけないかということをもたご照会いただきました。</p> |
| 51    | <p>そのような対応を踏まえまして、ちょうど連休なども入っておりましたけれども、連休明けになりまして、3事案のうちの2人の方とはうまく連絡が取れて、そして2人の方については第三者委員会の委員長から連絡があることについてはご了解いただいたということを教えていただいております。</p>                                   |

|       |                                                                                                                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                               |
| 52    | <p>私の方で、昨日になりますけれども、2人の方に教えていただいた連絡先に電話連絡を試みましたが、1人の方は呼び出し音だけで通じませんでした。もう1人の方につきましては、電話に出ていただくことができました。その趣旨をお伝えした次第です。</p>                                                                                    |
| 53    | <p>その趣旨をお伝えしたことにしましては、必要なことについてご協力いただけたというご回答でしたので、今後ともよろしくお願ひしたいということで、ご挨拶だけ差し上げたということになります。</p>                                                                                                             |
| 54    | <p>3事案につきましては、色々内部調査チームの報告もありましたし、また、福祉事務所の方からの報告もありましたけれども、前回、第1回の委員会でもお話をしたように、第三者委員会としては、私たちからも直接お伺いすべきことがあるだろうし、それから、ケース記録を見た上で個別の事情についてお伺いする必要があるだろうという風に考えておりますので、順次進めてまいりたいということをまず冒頭で申し上げたいと思います。</p> |
| 55    | <p>まずそれが1点、委員会からの皆さんに対してのご報告ということになります。</p>                                                                                                                                                                   |
| 56    | <p>そうしまして、また次の内容に移りたいと思いますけれども、先ほどお話ししましたように、設置要綱では3事案を中心に議論することが私たちの使命という風にされておりますので、この3事案につきましてのことを冒頭少し申し上げたいと思っております。</p>                                                                                  |
| 57    | <p>まず、私、委員長の方から委員の皆さんからいただいた意見なども踏まえまして、少し議論をしてみたいと思っております。</p>                                                                                                                                               |
| 58    | <p>主に私の方からご質問という形をさせていただくので、お答えいただくのは担当部局かもしれませんが、お答えをいただければと思っております。</p>                                                                                                                                     |
| 59    | <p>まず、前回報告された事例の1番と2番というものがございました。この事例の1番と2番というのは、いずれも生活保護費について分割支給をしていると、こういう事案だったと認識しています。</p>                                                                                                              |



|             |                                                                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>60 | 事例 1 につきましては日々1000 円ずつ、それから事例 2 につきましては、もう少し長い期間でもう少し金額が変わるというようなことだったと思いますが、分割という点では共通していた認識であります。          |
| 61          | ここにつきましては、今回いただいた資料の資料番号の 11—1 というのが、これは公金の支出の関係の資料になりまして、ここに保護金品につきましの通常の流れというものの説明があります。                   |
| 62          | この通常の流れについてですけれども、この書面で出ていることについて何か補足、まず福祉事務所の方で知っていただくことがあるのかどうかをお聞きしたいのですがいかがでしょう。                         |
| 福祉課長<br>63  | はい。福祉課長の小山です。<br>通常の流れというのは、この支給の流れに沿って行っている状況でございます。                                                        |
| 吉野委員長<br>64 | それで、この通常の流れの中には分割支給のことにに関する記述はないということになりますけれども、それもそういう認識ということでしょうか。                                          |
| 福祉課長<br>65  | はい。分割の支給につきましては、この支給の流れの中でありまして、基本的にはご本人に渡して、その後預かっているというような考え方で行っていたものですので、この支給の流れの中には載っていないという形となります。以上です。 |
| 吉野委員長<br>66 | この点に関して福祉事務所内の検討結果ということで、前回第 1 回委員会の中で資料とともに説明があったと思います。                                                     |
| 67          | こちらについて、不適切だったということの結論の他に、その不適切だったことの理由として分割支給に関して生活保護受給者の方との間での個別合意が書面化されていないのではないかという反省点が挙げられておりました。       |

|             |                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>68 | この内容ですが、福祉事務所、桐生市の福祉事務所としては、生活保護受給者との間で個別合意があれば分割支給をするということは、これは構わない、法律上認められていると、こういう認識なのかということを確認したいのですが、いかがでしょうか。 |
| 福祉課長<br>69  | はい。分割支給自体につきましては問題がないものという風には考えております。ただ、基本的に翌月まで金品が残ってしまうというような形は不適切だということで現時点では認識しております。                           |
| 吉野委員長<br>70 | まず第1点、その分割支給については問題がないというところについて、前回もちょっとお話をしたと思うのですが、生活保護行政は全国一律の基準というのがありますので、厚生労働省の処分基準やその他基準があるというお話だったと思います。    |
| 71          | 今回いただいた資料の中には、その基準に照らして、合法なのだ、構わないということに関する説明がなかったものですから、こちらについては準備いただけるということによろしいですか。                              |
| 福祉課長<br>72  | 分割支給が合法かどうかということにつきまして、具体的に国からの通知等、やり方等の通知等はこちらが確認した限りではございませんでした。                                                  |
| 73          | あくまでも前渡し、1ヶ月以内の分を前渡しにするという規定の解釈ということで、県や国の方がそういう見解を出しているという風に考えております。                                               |
| 吉野委員長<br>74 | そういう見解の、中身をもう1度教えていただいていいですか。                                                                                       |
| 福祉課長<br>75  | 少々お待ちください。                                                                                                          |
| 吉野委員長<br>76 | 会場の皆様、私が今聞いていることは突然聞いていますので、準備いただく必要はあるかと思います。                                                                      |

|             |                                                                                                                                                                                              |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長<br>77  | <p>はい。県通知の方が今すぐ手元になくて申し訳ございません。</p> <p>県通知の中には、その点について具体的にダメだというようなところが書かれていません。後は、新聞等での厚労省見解というところでも、分割支給そのものがダメというようなことは、言えないというようなことでも見解は出ているというような状況でございます。</p>                          |
| 吉野委員長<br>78 | <p>そうしましたら、その知見については一応公権的な解釈があるという今の説明だと思いますので、それについては次回までに補充していただく、あるいは適宜のタイミングでお出しいただくということでよろしいですか。</p>                                                                                   |
| 福祉課長<br>79  | <p>はい、承知いたしました。</p>                                                                                                                                                                          |
| 吉野委員長<br>80 | <p>分割支給の件ですけれども、今ご説明いただいた中にもありましたけれども、ダメではないという消極的なご回答だったような内容かなという風に思われるのですが、前回、調査チームの方の報告、内部調査チームの方の報告にもこの件ございまして、その報告を見ますと、分割支給が実施されているケースは14件あったというご報告だったと思います。</p>                      |
| 81          | <p>その中でケース記録に分割支給の旨が記載されているのは1例しかなかったというご報告をいただいていたと思います。</p>                                                                                                                                |
| 82          | <p>この調査チーム、内部調査チームの結果を見ますと、分割支給されていた事案が複数あるということが確認できたのですが、その分割支給の事案にケース記録が1件しか書かれていないということについて、前回では故意にそういうことが起きたのではなく、書き漏らしがあったのではないかという趣旨の回答だったと思うのですが、一応その点についても一度確認させていただいてもよろしいですか。</p> |
| 福祉課長<br>83  | <p>はい。ケース記録につきましては、必要事項を書くというようなことで、当然 ケースに応じた記載をしているところですからけれども、これまでの慣例等もあって分割支給については記載がなかったというような形で考えております。以上です。</p>                                                                       |

|             |                                                                                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>84 | 今の回答の内容を裏返して言うと、今回福祉事務所の方で公開されているこの事案に関しての問題点として、個別合意が書面化されていなかったということが書かれているのですが、その 14 例の中で個別合意が書面化されていた事例はあったのですか。                               |
| 福祉課長<br>85  | ございませんでした。                                                                                                                                         |
| 吉野委員長<br>86 | そうすると、今回の福祉事務所の中で検討した結果として書面合意がなされていなかったという反省がありますけれど、これがずっと続いていたということなのですね。                                                                       |
| 福祉課長<br>87  | そうです。書面合意をせずに 14 例行っていたという状況でございます。                                                                                                                |
| 吉野委員長<br>88 | そうしますと、その内部的な内部調査チームの調査を待つ前の段階ですけれども、社会的に少し問題になって、福祉事務所の中で色々事案を遡って検討したりしたかと思うのですが、その時点でもそういう書面合意が存在した事例は、14 件の分割支給のうち 1 例もなかったということの把握はされていたのですかね。 |
| 福祉課長<br>89  | はい、把握しておりました。先ほどの関係で、県の通知ですけれども令和 5 年 12 月 7 日付生活保護の適正実施ということで通知が出ております。                                                                           |
| 90          | その中で、真に分割支給が必要な場合は、口頭での同意によらず、分割支給の目的、分割頻度、金額を明記した書面により被保護者も同意の上行うことというような形での通知が出ております。                                                            |
| 吉野委員長<br>91 | ありがとうございます。令和 5 年 12 月ということになりますと、今回の桐生市のケースが発覚した後ということになりますか。                                                                                     |
| 福祉課長<br>92  | はい、そのとおりです。                                                                                                                                        |
| 吉野委員長<br>93 | わかりました。先ほどの資料につきましては、補充していただくということにしたいと思います。                                                                                                       |

|              |                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>94  | この分割事例の事例 1 番と事例 2 番というものですけれども、福祉事務所のその分析というか課題という中に、今お話した書面合意がなかった点の他に、金銭、その支給した保護金品を現金として保管しておくということに関しての問題だという認識がなかったという趣旨のことが書かれていたと思うのですけれども、それはそのようなことでよろしいかというのは一応まず確認したいと思います。 |
| 福祉課長<br>95   | はい、そのとおりでございます。                                                                                                                                                                         |
| 吉野委員長<br>96  | それが前提なのですけれども、その現金で保管しているという状況があったということで内部調査チームの結果を見ますと、それぞれの方 14 名について、調査した時点での保管金額、色々少ないものから多いものまであったというご報告があったのですけれども、総額としておいくら持っていたのですか。                                            |
| 福祉課長<br>97   | 総額とするとその時点という形になりますか。過去の分で預かった総額ということでしょうか。                                                                                                                                             |
| 吉野委員長<br>98  | 問題ではなかった。問題があるという認識はちょっとなかったというお話なので、その金庫の中に、そのある時点どこでもいいのですけれども、最大でどのぐらいの金額を預かっていたのかというのを聞きたいのですが。                                                                                     |
| 福祉課長<br>99   | 具体的に金庫の中にいくらあったかというようなところは、現時点では統計は取っておりません。<br>過去の状況を見れば、いくら預かっていたかというのは月ごとで見比べれば出るかと思います。                                                                                             |
| 吉野委員長<br>100 | 金銭になるので。前回確認したかもしれないのですが、その保管されている金庫というのはどこにあったものでしたか。                                                                                                                                  |
| 福祉課長<br>101  | 金庫は、基本的には福祉課専用の手提げ金庫がございまして、その中に保管をして、勤務時間中は課内で保管をして、業務終了後は出納室の大金庫で保管をするというような流れとなります。                                                                                                  |

|       |                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新木委員  |                                                                                                     |
| 102   | その現金の保管で最高いくらかという、話もあったと思うのですが、ケース記録を見て積算すれば日々の状況というのは全部把握できるのではないのですか。                             |
| 103   | 要するに A さんがいくら支給して、いくら支給する予定だった、ところが何月何日にはこれしかやれない、これしかやれないという、それを積み重ねていけばその集計はできるのではないのですかということですね。 |
| 吉野委員長 |                                                                                                     |
| 104   | いかがでしょう。                                                                                            |
| 福祉課長  |                                                                                                     |
| 105   | はい。集計の方はできますけれども、現時点でその集計はしていないという状況でございます。                                                         |
| 吉野委員長 |                                                                                                     |
| 106   | 必要なことですので求めています。                                                                                    |
| 新木委員  |                                                                                                     |
| 107   | そうですね、それは非常に重要なことだと思いますので、その集計をしていただきたい。                                                            |
| 吉野委員長 |                                                                                                     |
| 108   | よろしいでしょうか。                                                                                          |
| 福祉課長  |                                                                                                     |
| 109   | はい、承知いたしました。                                                                                        |
| 小竹委員  |                                                                                                     |
| 110   | 今のお話の関連で調査チームが平成 30 年まで遡って調査をしていただいているのですが、平成 30 年の中から出てきた資料で、県の監査の結果という資料が出てきています。                 |
| 111   | 資料番号では 14—2 になります。<br>監査指摘事項などということで、平成 30 年から令和 4 年度の 5 年分ということでご用意いただいています。                       |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小竹委員<br>112  | 最初のところに、 職員の不正防止の観点から口座支給へ変更するという風に実は最初の行に書いてあります。つまり、現金を窓口で置かないでという指摘が、これは口頭の指導ではなくて、文書指導として重い指摘だったということですけれど、それがあっても、やはりこう現金でいうところが、その方がやりやすいからとか、何かそういう理由があれば教えていただきたい。                                                                           |
| 吉野委員長<br>113 | いかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 福祉課長<br>114  | 必要な援助というような考えで、その方については現金支給という形を取っていました。<br>当然、口座を勧めなければいけないということの承知はしていました。                                                                                                                                                                         |
| 吉野委員長<br>115 | この現金の分割支給の関係で委員の皆さん、他には何かございますか。                                                                                                                                                                                                                     |
| 川原委員<br>116  | 事前に分割支給が 14 件あったということを第 1 回の時に聞いております。その中でかなり多くの部分が、ほぼ支給決定して開始直後から分割されていたという話を聞いているのですが、その 14 件のうち、開始直後から分割になっていたという件数は何件であるのでしょうか。まず、この点についてお答えいただきたいと思います。                                                                                         |
| 吉野委員長<br>117 | お願いします。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 福祉課長<br>118  | こちらにつきましては、今資料を探して、確認でき次第ご回答させていただきます。                                                                                                                                                                                                               |
| 川原委員<br>119  | それなりに多くの数があったという形で私は認識しております。そうしますと、これを第 1 回のこの委員会の中で、資料にはあったかと思うのですけれども、その分割を行った 14 件、その理由としては、保護費のやりくりができない、生活習慣に課題を抱えているという中でやむを得ず分割したという部分なのですね。ですから、当初から分割したという部分と若干整合性が取れないかなという部分で、その点をお伺いしたいところであります。件数がわかれば、当初から分割したという経緯とともに説明いただければと思います。 |

|              |                                                                                                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>120 | 今の点につきましては、ご説明いただけるということでよろしいでしょうか。どうでしょう。どうですか。今直ちにではありませんけれども、準備いただけるということでよろしいですか。                                           |
| 福祉課長<br>121  | 準備させていただきたいと思います。                                                                                                               |
| 吉野委員長<br>122 | 今のお話を聞いて、私も今そのことに関係して少しお聞きしたいと思うのですが、通常保護の申請を受けてから必要な調査を行って、保護開始決定までは法律の原則で行けば2週間ですかね。ただ、調査などに時間を要する場合には4週間ということもあるという風に聞いています。 |
| 123          | そうすると、遡って支給することになるわけですが、遡った支給は少なくとも一括でお渡ししていたかどうかというのをお聞きしたいのですが、その分割支給の事案ですが、いかがでしょうか。                                         |
| 福祉課長<br>124  | 遡った分については、その時の状況によるかとは思いますが、当初から行っていた方については、当初から分割した金額をお渡ししていたというケースがほとんどかと考えられます。                                              |
| 吉野委員長<br>125 | そうすると、ケースによって異なるということだと思いますが、今の話でいきますと、遡って支給されるべき部分とその決定した時点以降の支給額と、それぞれ全てが分割になっているということだと、その方の手元には現金がほとんどない状況ということでいいのですか。     |
| 福祉課長<br>126  | 基本的には家計の状況等を確認しておりますので、例えば 水道光熱費等の支払い等があるかということになれば、その分も合わせてお渡しするというような形にはなっているという状況となります。                                      |
| 吉野委員長<br>127 | まだケース記録は私たち見られないのでわからないのですが、そういった点についてはケース記録には記載があるという風に考えていいのですか。                                                              |



|              |                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長<br>128  | ケース記録自体そこにはないのですけれども、付属資料としまして、分割で何時、いくら渡したとかというような記録は残っているような形となります。                                                                                                                                                 |
| 吉野委員長<br>129 | その点については、この法律の規定の関係との問題もありますので、確認をさせていただきたいなという風に思っております。分割支給の関係はよろしいですか。                                                                                                                                             |
| 新木委員<br>130  | 先ほど委員長からお話があったと思うのですけれども、それから川原委員からもあったと思うのですけれども、支給を開始するという時点で、それを例えば分割にするというものは、記録にはあったのでしょうか、そういった場合には記録をきちんとして、その上で決裁を受けて分割という、そういう流れになると思うのですけれども、その辺の行為というのが されていたのかどうか。今言ったように、最初からもう分割ということというのは一般的にどうなのでしょう。 |
| 131          | 私もケースワーカーをしていましたけれども、そういうところは少し考えられないのですけれども、なぜそういった経緯になったのか、そういったことも踏まえて回答していただければありがたいと思います。                                                                                                                        |
| 吉野委員長<br>132 | では、今の点につきましての要望も踏まえて回答いただけると・・・ご準備いただくということでよろしいですか。                                                                                                                                                                  |
| 福祉課長<br>133  | 承知いたしました。                                                                                                                                                                                                             |
| 吉野委員長<br>134 | 私もまだ現金支給の話ももう少しありまして、先ほど小竹委員から説明、ご質問があったのですけれども、そのことに少し関連するかなという風に思うのですが、今日配布された資料の中に、これは 12—1—2 ですね、厚生労働省社会・援護局保護課長名の 「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」 というものがあります。                                                       |

|              |                                                                                                                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>135 | こちらなのですが、基本的にこれは現業員ですので、ケースワーカーの人たちが、本来生活保護受給者の方に交付されるべき金員、あるいはその方から回収した金員など現金があった時に、その現金をそのケースワーカーの人が自分のポケットに入れてしまうという不正を防いでくださいという、そういう通知ではあります。                                  |
| 136          | この中身を読ませていただくといろんなことが書かれているかと思うのですが、1枚目のところの下の方に「記」という文字があって、1番の生活保護費の支給等の事務処理の適正化についてという言葉が書かれています。                                                                                |
| 137          | ここに現業員等ケースワーカーの事務の範囲、保護金品の支給、返還金の管理、現業員等ケースワーカーの現金の取り扱い手順、決裁基準を明確にした事務処理規程を整備すると、こう書かれているのですが、桐生の福祉事務所ではこの事務処理規程というのは、まずは、そもそもあったのでしょうか。                                            |
| 福祉課長<br>138  | 現業員の取り扱いについての事務処理規程というものに特化したものはございません。あくまでも桐生市の財務規則の中での処理というようなものになっています。                                                                                                          |
| 吉野委員長<br>139 | そうすると、福祉事務所内でのものではなくて、一般的な、全般的な桐生市の職員の方という、その意味での事務処理規定があったと、こういう回答になりますか。                                                                                                          |
| 福祉課長<br>140  | はい、そのとおりです。                                                                                                                                                                         |
| 吉野委員長<br>141 | 今の続きになりますけれども、今の通知の2枚目の上から3行目ぐらいですね、なお書きの点があって、「なお、確認の際は以下の点について特に留意し、組織的な相互点検及び牽制が機能しているか検証すること」が書かれているのですが、福祉事務所の中でこの金銭の取り扱いについて、組織的な相互点検あるいはお互いの牽制といったものは、これは機能していたという理解でいいのですか。 |

|              |                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長<br>142  | 基本的には金品の管理については 厳重に行ってはいたところでございます。                                                           |
| 吉野委員長<br>143 | 今日いただいた資料の中には、それぞれの所掌事務についての資料があります。10—4 ですね。                                                 |
| 144          | そこに査察指導員、それから現業員、それから医療介護担当、経理担当というのがありますけれども、施設内で現金を取り扱うのはこの経理担当という方ではないのですか。                |
| 福祉課長<br>145  | 基本的には、公金の現金を管理するのは この会計担当がしていくという形になります。                                                      |
| 146          | ただ、これまでのその分割支給後の預かったお金については、それぞれの担当ケースワーカーが金庫に入れていたというような流れになります。                             |
| 吉野委員長<br>147 | そこをお聞きしようと思ったのですけれども、そうすると、この分割支給が行われていた 14 件の事案については、その預かり現金があるということは経理担当の方は把握していないということですか。 |
| 福祉課長<br>148  | そうですね、経理の担当外の管理となります。                                                                         |
| 吉野委員長<br>149 | 今の話でいくと、現業員、ケースワーカーがそれぞれ現金を管理していたという風に聞いていいのですか。                                              |
| 福祉課長<br>150  | 基本的には現業員と係長で管理をしていたという流れということですよ。                                                             |
| 吉野委員長<br>151 | 係長というのは査察指導員ということになりますよね。                                                                     |
| 福祉課長<br>152  | はい。                                                                                           |
| 小竹委員<br>153  | そうしますと、さっきの私がお話した平成 30 年の県の査察の時に窓口で現金を扱うことはダメだよという話が 監査としてあったと思います。                           |

|              |                                                                                                                                   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小竹委員<br>154  | 確認なのですが、県の方はその分割ということに対して指摘をしたのか、それともただ単に窓口に現金があることに対してチェックしたのかどちらでしょうか。つまり、県は分割のことを知っていたかどうかというのを、もしご存知だったら教えていただきたいのですが。        |
| 福祉課長<br>155  | はい。基本的には県の監査ではケース記録に記載がなかったものですので、県は分割支給をしていたということの承知はしていないという状況となります。                                                            |
| 吉野委員長<br>156 | 今のような取り扱いというお話が実情としてはあったということなのですが、それは、先ほどお聞きしたその役所全般に通用しているお金の取り扱い方の規則、これに照らして適合しているのですか。                                        |
| 福祉課長<br>157  | 考え方としますと、あくまでも私的なお金というようなことで、公金ではないという考え方をしてしまっていたというような状況はございます。                                                                 |
| 吉野委員長<br>158 | そうすると、冒頭のところに戻るのでありますが、結局、福祉事務所で検討した時に問題があったということで、現金があることについての問題意識がなかったという記載がありましたけれども、これはつまり公のお金ではないと、こういう認識だったということですね。        |
| 福祉課長<br>159  | はい、そういう認識です。                                                                                                                      |
| 吉野委員長<br>160 | あくまで。そうすると、なんて言うのでしょうか。<br>預かり金ということなのですか。                                                                                        |
| 福祉課長<br>161  | はい、こちらの認識としてはそういう風な認識だったということです。                                                                                                  |
| 吉野委員長<br>162 | そうしますと、先ほど分割支給について公権的な解釈もあるという話がありましたけれども、その分割支給がなされる場合にどのような形でその公金を取り扱われるのかということについても、わかりやすく何か資料を添えて説明していただきたいと思いますのですが、よろしいですか。 |

|       |                                                                                                                                                                               |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長  |                                                                                                                                                                               |
| 163   | 分割支給した場合の公金の適切な取り扱いとかという形での通知等はないものという風には考えております。                                                                                                                             |
| 164   | もし分割支給をするとすれば、現金であればその都度の支給決定をする、もし口座振込みであればその分割しての振り込みをするというような手続きになるかと思います。                                                                                                 |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                               |
| 165   | その辺りの要するに、実際にその桐生市の福祉事務所でとられていた分割支給の方法と、それから、先ほど来、私がお話しているのは、全国的にその処理基準が、あったりするわけですが、その場合の分割支給というのが同一だったのか違ったのかというのが知りたいわけですので、そこについてご説明をいただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。今じゃなくても結構です。 |
| 福祉課長  |                                                                                                                                                                               |
| 166   | そうすると具体的にやっていた資料を作成するというような形での流れになるかと思います。                                                                                                                                    |
| 167   | 具体的な通達とかがあるわけではありませんので、実際にその県が言っている分割支給のやり方での支給を現在のように現時点で行ったことはございませんので、仮定としてあった場合とかという形での流れというようなことでお作りするのでよろしいでしょうか。                                                       |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                               |
| 168   | はい、適宜の形での情報として、まずその公の基準になるようなものと、それから実際に行われていたことと、それぞれ説明をしていただくということでお願いをしたいと思います。                                                                                            |
| 福祉課長  |                                                                                                                                                                               |
| 169   | 承知いたしました。                                                                                                                                                                     |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                               |
| 170   | 事例１と事例２の関係で私が、今考えてきたのはこの感じなのですが、他に委員の皆様ありますでしょうか。                                                                                                                             |
| 小竹委員  |                                                                                                                                                                               |
| 171   | 先ほどご質問があったところと重なるのですが事例１、事例２についてどういう風な相談を受けて保護認定して分割というタイミングですね。もしこの２つの事例についてお手元に資料があったら教えていただきたいのですが。                                                                        |

|              |                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長<br>172  | はい。分割支給したタイミングは、この事例 1 も事例 2 も当初からということです。                                                                                                                                                                                            |
| 小竹委員<br>173  | そういうことは、もちろん受給者のその状況がとても厳しいということもある。それで、認定を受けて、分割をする相当の理由が何かあったということですか。この事例 1、2 については、その具体的な理由というのは、現段階ではまだ出てこない感じでしょうか。                                                                                                             |
| 福祉課長<br>174  | 具体的な理由になりますと、個人情報にも関わってくるようになりますので、現時点では必要があったとこちらは考えているということとなります。                                                                                                                                                                   |
| 吉野委員長<br>175 | 他はよろしいですか。                                                                                                                                                                                                                            |
| 176          | 事例 3 の方も少しお聞きしたいという風に思っています。事例 3 につきましては、これは保護の開始決定が遅延した、遅れたという問題と、それからその印鑑がどうなったのかという問題が主な点だという風に理解をしているのですけれども、この支給決定が遅延することに関しては、その福祉事務所から公表されている資料だと、ちょっと事務手続き上のミスがあったのではないかと、こういうことが書かれていたと思うのですけれども、それはそういうことでよろしいですか。          |
| 福祉課長<br>177  | はい、そうです。手続き上の問題があったということになります。                                                                                                                                                                                                        |
| 吉野委員長<br>178 | 前回、第 1 回の委員会の時に、こちらからですね、そういったものを未然に防ぐために、チェックリストなどで客観的にやったらどうか、そのような提案があって、今日いただいた資料を見ますと、12—2 という資料ですね、12—2 には、新規開始時チェックリストというのと、開始時チェックシートというのと、新規申請後チェックリストという 3 つ資料がつけられているのですけれども、この 3 つの資料はいつから運用されているものかというのをまず教えていただいていいですか。 |

|              |                                                                                                                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長<br>179  | はい。まず、1つ目の新規開始時チェックリストにつきましては、以前から使用していたものとなります。開始時チェックシートと新規申請後チェックリストにつきましては昨年の12月から改善ということで始めたものでございます。                                           |
| 吉野委員長<br>180 | そうしますと、まず資料の12—2—1ですかね、新規開始時チェックリスト、これは今回の問題に関わらず使われていたものということですが、今回の問題を受けて何か修正点というものがこの中に反映されているのかどうかというのを教えていただいていいですか。                            |
| 福祉課長<br>181  | はい。この新規開始時チェックリストについては特に変更はございません。                                                                                                                   |
| 吉野委員長<br>182 | 前回、こちらの第三者委員会の方からお願いしたのは、結局、事例としては遅延があったという、法律にこれは反することだと思いますけれども、遅延があったということです。それを防ぐ観点でいくと、このチェックリストのどこが、その遅延防止に役立つという風に理解したらいいのかということを説明していただけますか。 |
| 福祉課長<br>183  | 遅延につきましては、この最後の新規申請後チェックリストでチェックしていくことで状況が把握できるというようなところでございます。前回ご指摘いただいて、より確実にチェックできる体制ということについては、引き続き今検討しているところでございます。以上です。                        |
| 吉野委員長<br>184 | そうすると、12—2—1というところではその遅延防止の点のチェックは存在していないと。ただし、12—2—3で、今回の事例があったことを受け整備された・・・新規申請後チェックリストを見るとその進捗が分かるのだという理解でいいですか。                                  |
| 福祉課長<br>185  | はい。新規開始時チェックリストでも、保護決定調書の作成の部分につきまして、ここを確実にやることで当然防げるわけなのですが、よりチェックを確実にするためにそれぞれのチェックをもう1回するような形というような流れというようにはなっております。                              |

|              |                                                                                                                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>186 | 今のチェックリストというものにつきましては、先ほどの説明でいきますと、現段階ではこの提示していただいたものになるけれども、さらにこうブラッシュアップする予定があると、こういう風にお聞きしていいでしょうか。                                                                |
| 福祉課長<br>187  | はい、そのように考えております。                                                                                                                                                      |
| 吉野委員長<br>188 | この事例、3番目の事案の当時のことをお伺いしたいのですが、その遅延が発生しているという事態について、ケースワーカーあるいはケースワーカーを管理する側の査察指導員は、遅れがあるということについて把握はしていなかったのでしょうか。                                                     |
| 福祉課長<br>189  | 基本的に、ケースワーカー自体は、本人に遅くなるということを伝えつつもりでいまして、本人自体、把握はしていたところですけども、決裁が回った時に、係長も私も見逃してしまったというような形となっております。                                                                  |
| 吉野委員長<br>190 | そのような具体的な事情について、私たちはまだ教えていただいてないのでわからないところがあるのですが、その判断すべきことの漏れがあったということだと思いますので、この漏れを防ぐという点からどのようなことをするのかというのを検討していただかなければいけないのだという風に思っております。                         |
| 191          | ただ、ケース記録など個別の事案をまた見た上で話をしたいと思いますけれども、そのようなところも今後の法律をきちんと守るという観点では必要になるかと思います。その辺りは何か検討されていることはありますか。                                                                  |
| 福祉課長<br>192  | 今回の支給が遅れたところは当然そういった事務処理の問題もありますし、なおかつご本人への再連絡ができなかったと、していなかったということもその要因でございますので、ご本人が万が一来なかった時の連絡体制ですとか、あと、チェックにあたっては、ここについては、やはり、複数人でのチェック体制というのを今、取り組んでいるところでございます。 |



|              |                                                                                                                                                              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>193 | もう1点、この事例の3番目の事案としては、印鑑についての問題があったかと思います。この方自身、この事例の問題だという風に考えてらっしゃるのは、自分としては、その印鑑を押印したことがまずないという点で、ただ、福祉事務所としては、それは、押印してもらっていないという認識なのか、その辺りについて教えていただけますか。 |
| 福祉課長<br>194  | このケースにつきましては、月末までに本人がお見えにならなかったの<br>で、こちらで保管印を領収証、領収簿に押してしまったという形とな<br>っておりまして、ご本人に実際にお金を渡した際には、特に受領印等は受<br>けず、こちらは預からなかったということとなっております。                     |
| 吉野委員長<br>195 | 今2つの話をされたのですけれども、月末の時点で、本人に渡せな<br>かったけれどもハンコを押したとおっしゃったのは、もう1回なんて<br>いう帳簿にハンコ押したのですか。                                                                        |
| 福祉課長<br>196  | 受領簿になります。                                                                                                                                                    |
| 吉野委員長<br>197 | 保管していた、印鑑を押したということですが、この3事案目<br>の方の苗字と同じ認印があったということになりますか。                                                                                                   |
| 福祉課長<br>198  | はい、そうです。                                                                                                                                                     |
| 吉野委員長<br>199 | それはこの事例の3番目の方からお預かりしたのですか。                                                                                                                                   |
| 福祉課長<br>200  | いえ、違います。過去に保管してあった印鑑です。                                                                                                                                      |
| 吉野委員長<br>201 | 先ほどの話でいくと、連絡が3事案目の方と取れなかったというこ<br>となので、当然押印についての承諾はいただいていないのだと、そういう<br>認識になりますか。                                                                             |
| 福祉課長<br>202  | はい、そのとおりでございます。                                                                                                                                              |
| 吉野委員長<br>203 | これ、事後的にその方が保護費をお受け取りに来られた時に、福祉事務<br>所として説明はしていないのでしょうか。                                                                                                      |

|                             |                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長<br>204<br>吉野委員長<br>205 | <p>はい。説明はしていなかったということになります。</p> <p>印鑑につきましては、前回、調査チームの方から報告があって、当初、福祉事務所で 1944 本だったのが 1948 本に増えたということを一応ご報告いただいています。その印鑑に関してどのような経緯で入手したのかというのをこちらの方から調査というか事情をお話しいただきたいということでお願いをいたしましたけれども、これは現在もまだ調査中です。調査チームからお願いします。</p> |
| 内部調査<br>206                 | 内部調査チームの森下と申します。この後、報告予定でございましたけれども、職員からヒアリングをしております。                                                                                                                                                                         |
| 207                         | <p>その中で、その印鑑が増えていった経緯についてそれぞれ確認をさせていただいているところでございます。ただ、今現在、令和 5 年度に在籍した職員を中心にヒアリングをさせていただいております、その時点で増えていったというようなことのお話というのはありませんので、その前から増えていったというようなことなのかなということではあるのですが、まだ原因というところまでは分かっておりません。</p>                           |
| 総務部長<br>208                 | 総務部長の青木です。調査チームでは現職の職員のみをヒアリングしていますけれども、私どもの方では OB また部長職も含めた過去の方のヒアリングも今後予定しております、その中で当然印鑑の問題も併わせてお聞きしようと思っておりますので、そこでなんらかの情報がわかればという認識でおります。                                                                                 |
| 吉野委員長<br>209                | 今の点につきましては、引き続き内部調査の方で進めていただくということをお願いをしたいと思います。                                                                                                                                                                              |
| 新木委員<br>210                 | 今の内部調査ということで、令和 5 年度の職員を中心ということで先ほど話がありましたけれども、その中でもう調査済みの人たちもいるわけですね。調査は済んでいる？まだ全然ヒアリングしてないのでしょうか？調査済みの人はいるのでしょうか？                                                                                                           |
| 内部調査<br>211                 | はい、おります。                                                                                                                                                                                                                      |

|              |                                                                                                            |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新木委員<br>212  | そういった人たちに、今の印鑑のことについても当然、総務部長が聞いていくという話ですけれども、その時の状況というのは後で報告してもらえますか。                                     |
| 内部調査<br>213  | 今ヒアリングの最中ということでございますので、終わりましたらまとめてその辺も含めて報告をさせていただきたいという風には考えております。                                        |
| 新木委員<br>214  | 具体的にどのくらいの期間を予定しているのですか、そのヒアリングの終了期間です。                                                                    |
| 内部調査<br>215  | なるべく早く、例えば次回の会議にある程度のことが報告できればという風には考えておりますが、これから進めるということもございまして、なるべく早い段階で報告できればという風には考えております。             |
| 吉野委員長<br>216 | 事例の３番目の関係ですけれども、委員のみなさん、他に何かありますでしょうか。                                                                     |
| 217          | それでは、今いくつかありましたけれども取り上げられている３事例につきまして、また少し調査をお願いする、あるいは報告をお願いすることございまして、そちらについては準備を進めていただきたいという風に思います。     |
| 218          | また、合わせて冒頭でもお話しましたが、条例ができるという予定でありますけれども、それはあくまで議会の判断ということにはなりますので、ケース記録が見られるようになれば私たちが分かることもたくさん出てくると思います。 |
| 219          | 引き続きこちらについては調査を進めてまいりたいと思います。<br>それではですね、３事案の関係につきましてはこの辺りということで今日はさせていただこうと思いますけど、委員の皆様、よろしいですか。          |
| 220          | ３事案に関しては今取り上げましたが、今日の段階ではここまでという風にさせていただきます。                                                               |

|       |                                                                                                                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                               |
| 221   | 引き続きまして、まだ残りの時間もございます。1時間弱あります。<br>今日提出されている資料の関係について、少し協議をしてみたいという風に思っています。                                                                                                                                  |
| 222   | こちらについて、先ほど資料目録ですね、こちらについては順番に読み上げていただきました。                                                                                                                                                                   |
| 223   | ただ、当初からなのですけれども、さっき冒頭申し上げましたが、3事案は私たちの中心課題でして、これを取り上げるのは必要だということで、そちらの方に半分ぐらい時間を割きました。                                                                                                                        |
| 224   | 残りの時間につきまして、この今日提出された資料の関係でちょっと質疑をしてみたいという風に思っております。                                                                                                                                                          |
| 225   | ですので、全ての事案、全ての提出資料について今日全部議論ができるかどうかということに関しましては、ややちょっと時間が足りないだろうなということは見込んでおりますけれども、そちらについてはご了承いただきたいという風に思います。                                                                                              |
| 226   | まずですね、資料番号について早い方から行くということでよろしいですか。そうしましたら、資料番号の8番になりますけれども、この8番については、前回こちらの委員会から福祉事務所で使われているあらゆる色々な雛形があるではないかということで、それを見た上で、どのようなことが記載されるべきで、どういう風に記載してあるのかということをチェックしていこうという点で雛形について開示をしていたいたということになると思います。 |
| 227   | この雛形は特に説明いただくことは福祉事務所の方からないですね。                                                                                                                                                                               |
| 福祉課長  |                                                                                                                                                                                                               |
| 228   | 1点だけ補足させていただきますと、8—9から8—48の様式につきましては、桐生市の規則、桐生市生活保護法施行細則で定められた様式となっております。                                                                                                                                     |
| 229   | この桐生市生活保護法施行細則につきましては、12—1—1で提示をしているものとなりますので、ご承知ください。                                                                                                                                                        |

|       |                                                                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                 |
| 230   | 委員の皆さんの方で、この資料の 8 番がたくさんあるのですけれどもこちらの様式などをご覧になって、何かこの場で今日質疑しておきたいことというのはございますか。                                                 |
| 小竹委員  |                                                                                                                                 |
| 231   | 様式について質問させていただきます。8－9（様式第 1 号）面接記録票、ケース診断会議記録票ですが、これは、A4 の裏表になっていて、面接記録とあとケース診断会議が一緒に書ける書式になっていると思います。                          |
| 232   | 面談記録票とケース診断会議記録票について、今後の話で改善点ということに関連してくると思うのですけれども、まずは、この来訪目的の欄が、3 行ぐらいなのですね。少しここが小さいと思います。                                    |
| 233   | そしてあとは、助言及びてんまつがそのページの下の方にあります。面接の結果どういう風に助言したか、どういう風な結果になったのかというのがあって、この両方のスペースがやっぱり小さい、私の字が大きいこともあるので、3 行ぐらいしか書けないというところですね。  |
| 234   | そして、あと、これ何が申し上げたいかというと、実は、他市の例を少し検索しましたら、関西の方の市町村で、このやはりケース診断会議記録票とか、フォーマットがネットに出ておりまして、そうしますと、この面接記録票とケース診断会議記録票と別になっているのですね。  |
| 235   | 何が言いたいかというと、スペースがやっぱり大きくなっているというところがやはり気になっています。それで、スペースが小さいからこそ、書ける情報量が減っているのかなという気もしますし、そこの辺りも今後ご検討いただきたいところです。               |
| 236   | そして、その中で、ケース診断会議の状況というのが、裏面の 4 分の 1 ぐらいのスペースになると思うのですが、非常にちょっと小さいスペースなのですけれども、そこのところでの出席者に、マークをする誰が出席していたのかというマークをするところがあるのですね。 |

|      |                                                                                                                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小竹委員 |                                                                                                                                                                                     |
| 237  | <p>このケース診断会議記録票というのは、他市の例を見ると、例えば、担当医も出ている、同席しているパターンもあるという風に、お医者さんですね、そういう方も出ている、まあケースによると思うのですけれど、そういうパターンもあったりするので、いろんな選択肢があるのですけれども、実際にはそのケース診断会議というのはどのぐらいの人が出席して話をしていたのか。</p> |
| 238  | <p>つまりメンバーは少ないからとはいえ、1人の方とか2人の方だけで、決めていなかったのかなというところも含めて確認をしていきたいと思うので、個人情報が出せるような状態になれば、できればこのフォーマットではなくて、書かれたものというのも我々に見せていただきたいなという風にお願いしたいと思っています。</p>                          |
| 239  | <p>今のこと含めてですね。なにか少し、もう少し書けるスペースがあるといいのにはと思いながら、そこも要因なのかと、色々考えながら見させていただきました。私からの助言と要望になります。よろしくお願いします。</p>                                                                          |
| 240  | <p>今の点に関連して、この雛形は、実際に使われるときには、この紙ベースのものに書き込むのか、あるいはエクセル仕様になっているようにも思うので、そういうところで必要事項が記載できるのかというのを確認させていただこうと思います。</p>                                                               |
| 福祉課長 |                                                                                                                                                                                     |
| 241  | <p>はい。こちらの書式の方は、面接記録票、ケース診断会議記録票ということで、1つの書式で登録はしてございますけれども、実際に使う場合は、面接記録票として、まずは1回、この1枚目だけを担当者が使って、面接時に聞き取りをした事項だけをまず面接記録票として作ります。</p>                                             |
| 242  | <p>その後、自宅訪問等をして聞き取り調査をして、裏面を埋めてケース診断会議に臨むというような流れとなっておりまして、こちらの方はエクセル書式となっておりますので、文字を小さくすれば入るというような状況となっております。</p>                                                                  |

|              |                                                                                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長<br>243  | です、実際のものを見てもらうと、どのくらいの分量が書いてあるかというのは見ていただけるものかと思います。                                                                                  |
| 244          | それと、あと、ケース診断会議の状況ということですが、そちらは確かにいろんな人に出席してもらおうということは重要かと思うのですが、現時点では、課長、係長、査察指導員、そして担当という形で行っております。                                  |
| 245          | 担当の他、一緒に面接した者がいたりすればその者も出席するというような形で通常は行っているところです。                                                                                    |
| 吉野委員長<br>246 | 私から1つ、先ほど来、私たち第三者委員会として3事案についてケース記録の開示をお願いしたいと、こういう言い方をしておりましたが、ケース診断会議記録票というものは、ここにある資料のようなもので必要なものが、その方についてひと綴りになっているという認識でよろしいですか。 |
| 福祉課長<br>247  | 面接記録票ですとかケース診断会議記録票も一緒に綴ってございます。                                                                                                      |
| 吉野委員長<br>248 | それ以外に、ここには書式はないけれども、そのケースについての記載のある書面、これが一緒に綴られているというイメージになりますか。                                                                      |
| 福祉課長<br>249  | はい、そうです。その方の状況が分かる資料が綴られているということです。                                                                                                   |
| 吉野委員長<br>250 | 先ほど3事案の関係で説明がありましたけれども、その分割支給に関しては、本体記録ではないけれども付随する記録にあるというような話もありましたけれども、その付随する記録というのも私たちに開示していただくそのケース記録一式の中に入ってくるという理解でよろしいですか。    |
| 福祉課長<br>251  | 現時点では付随記録の方も全てケースのファイルに取り込むようにしておりますので、ご覧いただくことができるという形になります。                                                                         |

|              |                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>252 | そうすると、今のお話は、つまり今回のことが社会的に問題になった当時には、ケース記録外の別の場所でその分割支給に関する書類が保管されていたと、こういう風に聞いていいですか。                   |
| 福祉課長<br>253  | はい。担当保管という風になっていたというような状況がございます。                                                                        |
| 吉野委員長<br>254 | 委員の皆さんから、この書式の関係は特によろしいですか。<br>では、資料の８番につきましては今のよう形にしたいと思います。                                           |
| 255          | 内容についてはまた引き続きこちらの方でも検討させていただいて、必要に応じて質問することがあるということですのでよろしくお願いします。                                      |
| 256          | 続きまして、資料番号の９番になりますけれども、こちらにつきましては、前回、第１回の報告の際に、桐生市の福祉事務所として保護世帯に関する統計的な数値、これをご報告いただきました。                |
| 257          | その関係で、委員の皆さんの方から、この点について資料の補足が欲しいということをお願いをして出てきたものが資料番号の９番という風に理解をしています。                               |
| 258          | ９番につきましては、９―１番で辞退数の関係、それから９―２番は母子の世帯数、それから９―３番は、これは境界層の話が出ておりますけれども、却下とか申請に至らなかったものその辺りです。              |
| 259          | 他市との比較などについてもこちらの方からお願いをして出てまいりましたのが９―６番という風になっています。この資料番号の９番、９―１番から９―６番ですけれども、これを少し議論したいかなという風に思っています。 |
| 260          | まず、９―１番から９―６番に関してですが、提出いただいている資料について何か補足することがありましたら最初にお聞きしたいと思います。が、いかがでしょうか。                           |



|       |                                                                                                                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長  |                                                                                                                                                                             |
| 261   | <p>はい。そうしますと、9—2—2 番の資料について補足をさせていただければと思います。こちらの方は 母子世帯、被保護世帯数と母子世帯数という風になっておりますけれども、こちらの方、ちょっと、後段の方の母子世帯数の推移については国勢調査からの資料になっておりますので、5 年ごとの数値になっております。</p>                |
| 262   | <p>9—3 番については、却下で最も多い境界層の該当の取り扱い通知ですか、却下事由、相談のみで申請に至らなかった理由、境界層該当の説明というような形でつけさせていただいております。</p>                                                                             |
| 263   | <p>9—6 番の資料につきましては、県内 12 市の被保護世帯数、廃止数と、主な事由である、今回は 死亡世帯数、施設入所世帯数と、それぞれの割合を取り上げて資料作成をさせていただいております。</p>                                                                       |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                             |
| 264   | <p>会場にいらっしゃる皆様にはちょっと資料がないのでイメージが湧きにくいかと思いますけれども、簡単にご説明しますと、9—1 番の辞退数が多い事情については、これは福祉事務所の方からの事情の説明があったということになります。その中身につきましては、これから多分具体的な資料の中でお話が出てくると思いますので、省略をさせていただきます。</p> |
| 265   | <p>9—2—1 番というのは、これは母子世帯数が桐生市で保護を受けている中では少ないのではないかという問題意識の下でそれぞれの資料の開示を求めたということになります。</p>                                                                                    |
| 266   | <p>9—3 番につきましては、先ほど福祉事務所からありました却下の事案についての事情として最も多いものということがこの境界層認定の話ではないかという説明の資料です。</p>                                                                                     |
| 267   | <p>それから、1 つ飛びましたけれども、9—5 番でその他というのがありました。</p>                                                                                                                               |

|       |                                                                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                 |
| 268   | これは、前回報告いただいた統計的な事情の中に 廃止事由の中でその他というがあるので、その他の内訳が教えてもらえないかということに関する、これが補足資料という風になります。                                           |
| 269   | その他の事情を見ますと、色々なケースがあるということが分かりますけれども、辞退というのが複数分類でありますけれども、件数としては辞退というのは最も多くなっていると、このようなことになります。                                 |
| 270   | 最後、9―6 番、これは生活保護の廃止の関係ですけれども、これにつきましても、桐生市の福祉事務所の関係が少し特徴的な数値ではないかという、こういう問題意識のもとで、他市、群馬県内の他市との比較をお願いしたいということで提出された資料ということになります。 |
| 271   | 順に行ってまいりたいと思いますけれども、9―1 番だけ特化して何かありますか。お聞きになるところは、特に 9―1 番はないですかね。                                                              |
| 272   | はい。そうしましたら、9―2―1 番あるいは 9―2―2 番というところですが、これは母子世帯数、母子世帯の被保護世帯数ですかね、こちらについての資料ということになります。                                          |
| 273   | 9―2―1 番の方は、桐生市の福祉事務所の中で、母子の世帯割合、あるいは高齢者、障害者、傷病者、その他といった世帯のそれぞれのパーセンテージですかね、これについての資料になります。                                      |
| 274   | 9―2―2 番は先ほど補足をいただきましたけれども、これは母子の世帯数だけに限って取り出して、そして他市との世帯数の比較をしていただいた表ということになります。                                                |
| 275   | この 9―2 番、母子世帯数の関係ですけれども、こちらについて委員の皆様から何かありますでしょうか。                                                                              |
| 川原委員  |                                                                                                                                 |
| 276   | 前回、第 1 回で、この母子世帯が急激に減っている。令和 4 年が 2 件しかないということが大きな課題となりました。                                                                     |

|              |                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川原委員<br>277  | これを見ますと、母子世帯自体は、桐生市においても世帯割合が減っている、おそらく母子世帯が減っている、母子世帯の保護世帯数も減っているというご説明なのかなという風に思うのですが、それにしても、他市と比べると大幅に減っている部分が、なかなかそれでは説明しきれていないかなという部分で、他市と比べて、このデータも含めて、どのような分析をされたのかなということを簡単に説明いただければと思うのですが、お願いします。 |
| 福祉課長<br>278  | 基本的には、前段でおっしゃったとおり、現時点でこの客観的に数値として見える部分としますと、他市に比べて母子世帯数の増減率が非常に高いというような状況のところ、しっかりはつきりと数値でお示しできる点というのはないかと思います。                                                                                            |
| 川原委員<br>279  | 今後は、この部分については条例化後になるかもしれませんが、利用者に対する調査、ヒアリング等も必要かと思いますが、そういう方向でいかがでしょうか。                                                                                                                                    |
| 吉野委員長<br>280 | 委員の皆様、どうでしょうか。やはり数値だけ見るとわからないということになるのではないかなという風に思うので、必要な点については少し調査を進めたいと思いますので、その際にはまたよろしく願いしたいと思います。                                                                                                      |
| 川原委員<br>281  | これに関連して、1件なのですが、前回指摘は母子世帯という形で指摘をさせていただいたのですが、その後、よくデータを見ると、その他世帯というのは、高齢者でもない、障害者でもないということであれば、稼働能力世帯ということで働いている方もいらっしゃると思います。                                                                             |
| 282          | その平成24年の107件から令和4年で14件と大きく減っているんですね。                                                                                                                                                                        |
| 283          | 全国的に見ると、あるいは全県的に見ると、今課題になっているのは生活保護世帯でその他世帯が増えている。要は、稼働能力層で生活保護が増えている。                                                                                                                                      |

|              |                                                                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川原委員<br>284  | 生活困窮者が増えているという部分が大きな課題になっている中で、桐生市が、これが減っていると。次回の第3回委員会で、結構なのですが、その辺も母子世帯と合わせて今後分析していく必要があると、これは要望ということでお願いいたします。      |
| 吉野委員長<br>285 | 今の点、ご指摘がありましたけれども、何か資料で説明していただけることがありそうでしょうか。                                                                          |
| 福祉課長<br>286  | はい。今回、資料が令和4年ということとなっておりますので、またもしあるとしたならば、令和5年の資料、数値を入れることでまた状況とかをお示しできるかとは思っていますので、またその辺も作成してみたいと思います。                |
| 吉野委員長<br>287 | 今、川原委員から指摘があった、その他世帯が全県的に・・・群馬県の動向としては、先ほどお話がありましたけれども、一般的には仕事をされていたりするのだけれど、稼働能力がある方なのだけれど、貧困が進んでいる中で件数が増えているのではないかと。 |
| 288          | 桐生市に関しては、そこが少し違った動向になっているのだけれど、何か事情として思い当たるところはないかと思うので、今日の時点でお話いただけるようなことって何かありますか。                                   |
| 福祉課長<br>289  | はい。令和4年までは比較的コロナの給付金ですとか借り入れ等の措置があったというようなところで、それほどその他世帯が増えなかったのかなという・・・具体的などころではないのですけれども、そういう事情が考えられるというようなところです。    |
| 290          | その後、先ほども申し上げましたとおり、状況等もまた考慮して考えていく必要があるのかなとは思います。                                                                      |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>291 | 今の指摘のその他世帯もそうですし、それからこの母子世帯というところもそうなのですが、基本的にはお仕事ができる可能性のある方がここに入っている、仕事も現在されている方も入っているかと思うのですけれども、そういった方で保護が必要な方についての相談、必要なのではないかとって相談を受ける体制があるかと思うのですけれども、この時、相談の窓口に立たれるのは福祉事務所の方なのか、あるいは生活困窮者の枠組みで桐生市だとどちらが担当しているのかわからないのですけれども、その辺りの相談を受け付ける際の、こう、なんというか、誰がやっているのかというのを教えていただけますか。 |
| 福祉課長<br>292  | はい。生活困窮者の制度の自立支援制度で、家賃補助等の担当は同じ福祉課内の社会福祉係が担当しております。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 293          | ですので、両係が連携をして、保護相談に来た方でも その状況にはないような方は・・・。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 294          | 当然、社会福祉係に来た人でも大変な方は保護係の方に案内をするというような流れになっております。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 吉野委員長<br>295 | 多分、先ほど川原委員の指摘があった問題意識というのは、世間的に言うとその水際作戦と言われているような話になりますけれども、稼働能力を活用するというのは確かに 1つの方法だと思いますけれども、その辺りのところで、必要な方にこう生活保護の制度が利用できない状況があるのかなのかというのは、これは大事な指摘だと思いますので、その辺りのところが何か問題がないのかどうかというのは少し考えてまいりたいということだと思います。                                                                         |
| 新木委員<br>296  | 今のこの 9—2—1 番の関連なのですけれども、母子世帯数ですね。減少しているということですが、例えば、母子世帯数が要するに他市町村に流れているのかどうか、そういった数値とかが分かれば教えてもらいたいということと、その他世帯数が、非常に減っているということですが、今ですね、傷病者でもない、障害者でもない、やはり引きこもり、こういった人たちが増えています。                                                                                                      |

|       |                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新木委員  |                                                                                                                                  |
| 297   | このような状況も、全体的に、全国的に非常に多くなっているということなのですが、その辺の把握などはなされているのかどうか。                                                                     |
| 298   | 要するに、稼働年齢層であるが、だけれども働けない、思うように働けない、そういった人たちの数値が分かっているのかどうかというものを教えていただきたい。                                                       |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                  |
| 299   | いかがでしょうか。                                                                                                                        |
| 福祉課長  |                                                                                                                                  |
| 300   | はい。具体的な引きこもりの件数とかというのは把握していない状況ではございます。当然、いろんな場面で問題として上がってきますので、そういった相談体制の中で連携をして、当然、生活保護が必要だというような方に対してはこちらから訪問というようなことも考えられます。 |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                  |
| 301   | この追加していただいた 9—2—2 番という資料を見ますと、直近の令和 2 年というと、ちょうどコロナ、新型コロナウイルスの関係でいろんなことがあった時期かと思えますけれども、前橋市は母子世帯数が 1731 で保護世帯数は 115 ということです。     |
| 302   | 高崎市は母子世帯が 2094 で、保護されている世帯は 90 ということですので 5 パーセントぐらいということになると思うのですが・・・                                                            |
| 303   | 桐生市は令和 2 年で 561 世帯が母子世帯で、保護になっている世帯数が 3 ということです。                                                                                 |
| 304   | このような数値ということが分かるのですけれども、こういう、要するに母子世帯自体が相談に来ないのでしょうか。その辺りについて何か把握されていることってありますか。                                                 |
| 福祉課長  |                                                                                                                                  |
| 305   | はい、母子世帯の相談件数自体も少ないというような状況とはなっております。                                                                                             |

|              |                                                                                                                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長<br>306  | こちらにつきましては、相談のみで申請に至らなかった理由の中で母子世帯を抽出して委員の皆様にお示しをしたいと思います。                                                                                                             |
| 川原委員<br>307  | その件については、辞退あるいは相談したが申請に至らなかった、それぞれ世帯類型別に落とし込むとそれぞれ分析がしやすいかと思いますので、次回よろしくをお願いします。                                                                                       |
| 吉野委員長<br>308 | よろしいですか。お願いしても。                                                                                                                                                        |
| 福祉課長<br>309  | はい。具体的にそういう統計は取っていないので、また事由を見ながら資料を作成したいと思います。                                                                                                                         |
| 吉野委員長<br>310 | お願いします。続いて、資料の番号でいきますと 9—3 番ということになります。9—3 番については却下事由ということで、これも前回、問題意識を持ってですね、それぞれ却下の件数があって、その却下事由についてどんな感じになっているのかということのご報告をお願いした次第です。                                |
| 311          | こちらについて、9—3—2 番という資料を見ますと、平成 30 年の却下事由としては、境界層（介護）というものが合計すると 28 件。それから、令和元年度になりますと、境界層（介護）というのが 22 件。                                                                 |
| 312          | それから、令和 2 年度を見ますと境界層（介護）というのが 25 件。令和 3 年度境界層（介護）が 15 件。そして、令和 4 年度境界層（介護）というのが 9 件、令和 5 年度境界層（介護）これが 22 件ということで、最も却下の事由としてはこれが多いと、こういう内訳の説明になっているということで、まずそこはよろしいですか。 |
| 313          | それに関して、却下事由が最も境界層が多いということで、境界層の該当者に関する取り扱い、これが厚労省の社会・援護局保護課長から出ているものを資料としていただいたのと、それから、この境界層の関係の説明が 9—3—4 番で出されているということになります。                                          |

|              |                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>314 | この境界層の関係のことですけれども、委員の皆様の方から何かございますか                                                                                                                                                                                             |
| 川原委員<br>315  | よろしいでしょうか。はい。境界層についてはなかなか分かりにくい部分があるのですけれども、介護サービスを利用している方が、その保険料を負担すると生活保護になるけれども、低い基準で費用負担を下げると生活保護が必要なくなるという部分で、通常に対応としてはあり得るのですけれども、この件数がかなり桐生市の場合が多いと。                                                                     |
| 316          | それで、その理由について、今後また分析する必要があると思うのですが、これもやはり境界層で申請者が、これは当然データと、データであるはずなのですけれども、何人ぐらいいて、そのうちどのぐらいの方が却下になっているかっていう部分なのですね。                                                                                                           |
| 317          | それは、利用者負担を下げることにより生活保護に至らなければそれはそれでいいのですけれども、至らない部分で、例えばいろんな家族からの仕送りとか、あるいはそういうのが前提となっているとすると、なかなかその辺も分析していかないと厳しいのかなという部分と、施設入所等が本人、家族の意向に沿ったもので行われているのかという部分も、この後、施設入所のところでまた議論があるのですけれども、先に皆さん、9―6番のところで、施設入所での廃止が異様に多いのですね。 |
| 318          | 全国的には施設入所の廃止は大体2パーセント代で、これを見ますと桐生市が、令和4年度が20.3パーセント、10倍近く施設入所での廃止が多いです。                                                                                                                                                         |
| 319          | これは簡単に説明すると、特養に入っても年金で賄えれば生活保護対象ではなく、それはそれでいいのですけれども、このくらい多いとなると、例えば考えられるのは、これも本人、家族の意向かどうかという部分と、その施設入所が市内で賄われているのか、あるいは市外でどのぐらい施設入所という件数があるのか、その辺を分析して、合わせて、境界層の却下数の行為というのを合わせて分析していかなければならないのかなと。                            |



|              |                                                                                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川原委員<br>320  | 今後、第3回以降の少しこの辺は、分析していく余地が高いのかなと思っています。                                                                                                |
| 吉野委員長<br>321 | はい、ありがとうございます。今、川原委員から指摘があった点についてお聞きになって、何か福祉事務所の方で今お話しできることってありますか。                                                                  |
| 福祉課長<br>322  | はい。境界層の却下の一覧というものをまた別に資料として何かご用意するということによってよろしいのかということと、あと、施設入所者の施設の先が市内か、市外かを調査をするということでの2点でよろしいでしょうか。                               |
| 川原委員<br>323  | 合わせて、その申請相談者、申請者、そして却下、廃止という件数を出していただくということで・・・いただかないと分析ができないのかなという思いがあります。                                                           |
| 324          | 制度としてはしっかりある制度なので、それ自体は問題ないのですけれど、やはり異様に高いというのは、なんかしらの課題があるのか、あるのではないかということです。                                                        |
| 325          | はい。あとは、例えば境界層の方が生活保護ではなくなるという中で、介護保険サービス料が下がって賄えるということであればそれは全く問題ないのですけれども、その足りない部分を、仕送りとか家族の支援とか、その辺がもしかして前提となっているのであれば問題があるのではないかと。 |
| 326          | ですから、それは当然ケース記録等でもわかることだと思いますので、そういった資料を用意いただければということになります。                                                                           |
| 吉野委員長<br>327 | 今、川原委員の問題意識伝わったと思いますので、後でまた逐語の関係を見ていただいた上で、先ほどお話がありましたけれども、今ご提出いただいている資料に加えて少し分析の仕方を変えなければいけないのではないかと、こういう指摘だと思います。                   |

|       |                                                                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                             |
| 328   | まず却下の中の境界層の関係ですかね、こちらについての今問題意識がありましたので、ここは再度資料を整理していただく必要があるかなと思います。                                                                                       |
| 329   | 先ほどの母子世帯の関係でも出てきましたけれども、この却下の境界層の関係でも、相談者が申請に至らなかったというところの関係もあるのではないかという指摘もありました。                                                                           |
| 330   | それから、更にですけれども、もう 1 つは、9—6 番の関係になりますけれども、施設入所廃止というのが廃止世帯数に占める割合が、桐生市は令和 4 年で 20.3 パーセント、前橋市は 1.3 パーセント、高崎市は 4.7 パーセントということですので、他市と比べて 10 倍、前橋市と比べて 20 倍とかです。 |
| 331   | それが単純比較はできないのはわかりますけれども、何か事情があるのかどうかというところこれは大きな問題だと思いますので、こちらについてもその事情がわかるというところを説明していただきたいと、こんな趣旨だと思いますので、整理の方お願いしたいと思います。                                |
| 332   | 9—3 番と 9—6 番と合わせて行いましたけれども、この辺りで委員の皆さん、どうでしょうか。                                                                                                             |
| 333   | そうしましたら、9—5 番ですかね、廃止事由でその他の割合というのが出てまいります。ここについては何か、委員の皆さんありますか。特にないですかね。                                                                                   |
| 334   | では私から。廃止事由でその他というところ、内訳見ますと、辞退の中にも複数理由があるのですけれども、辞退というのがかなりの数を占めているというふうに見えるのですが、そういう理解は少し違いますか。どうですか。あっていますか。                                              |
| 福祉課長  |                                                                                                                                                             |
| 335   | 年度によっては占めている時も多いというような状況ではございます。                                                                                                                            |

|       |                                                                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                      |
| 336   | <p>たまたまこの5年分遡っていただいているのですが、平成30年を見ますと、辞退という風にくくられている4つの項目、就労収入による辞退、預貯金の活用による辞退、年金収入による辞退、引き取りという枠の辞退、これを合わせると17件ですね。全体が33件ですので、半分以上がその辞退を占めていると、こういうことになると思います。</p> |
| 337   | <p>令和元年を見ましても、就労収入による辞退と年金収入による辞退と引き取りによる辞退、これが合わせると10件ということで、全体が16件ですので、過半数以上がこの辞退ということになっているということだと思います。</p>                                                       |
| 338   | <p>令和2年になると、廃止世帯自体が8件ですけれども、そのうち年金収入が3件、預貯金の活用と就労収入が1件ずつで5件あるということなので、大半の事由は辞退ということになると思います。</p>                                                                     |
| 339   | <p>令和3年、令和4年になってくると割合的には少なくなっまいりますけれども令和3年の5件の廃止のうち2件が辞退で、それから令和4年の7件の廃止のうち2件が就労収入による辞退と、こういう感じになっていると。</p>                                                          |
| 340   | <p>収入がある場合の辞退なのですけれども、これはご本人から仕事で収入が得られるようになったのですという話があるのですか。</p>                                                                                                    |
| 福祉課長  |                                                                                                                                                                      |
| 341   | <p>はい。こちらの辞退での就労収入で、その他で分類しているものは、前回提示をさせていただきました廃止事由別の件数ですと、就労収入の増加・取得というのも別項目でございます。</p>                                                                           |
| 342   | <p>そちらについては、明らかに就労収入が要否判定で増えたとか増える見込みだという方はそちらとで集計をさせてもらって、こちらの辞退のところは、まだ金額が確定していないような方でも、もう辞退したいというような方が、その他の事由で集計をするような形となっております。</p>                              |

|              |                                                                                                                                                                          |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>343 | 就労収入辞退でその廃止事由になる場合には、もう統計上の数値で別に出ていると思うので、それなので、その他の中にこの就労収入による辞退というのが入ってくる、あるいは預貯金の活用に全部そうなのですが、ここについてどういう仕組みなのかというのをお聞きしたかったので、今もしかしてお話いただいたかもしれないですけど、見込みという風に申しましたか。 |
| 福祉課長<br>344  | 見込みというよりも、確定をして、はっきりと金額が確定していない段階での辞退ということで、あくまでも事由別のところには該当はしない状況だけれどもということで、今回、1つ1つの記録を見て、その中の要因で書かれているものについて、辞退届で書かれているものについてこういう形で集計をさせてもらっているという形となります。             |
| 吉野委員長<br>345 | その他事由、その他の廃止時の中にも辞退というのがあるわけですが、この辞退、今、辞退届という風にお話がありましたけれども、辞退届というのはどういう場面で出てくるものなのですか。                                                                                  |
| 福祉課長<br>346  | 本来、生活保護の廃止にあたっては、要否判定で、収入状況ですとか経過を見て廃止をするというのが基本となっております。                                                                                                                |
| 347          | ですので、辞退届は基本的には出さなくても、状況が変わればもう廃止になるというのが生活保護の制度となっておりますけれども、本人からの希望で、もうこの時点で廃止をしたい、廃止し保護から脱却したいという申し出があった場合に、いただくのが辞退届けというような形になります。以上です。                                |
| 吉野委員長<br>348 | 今お話ありましたけれども、つまり要否判定でいけば、まだ保護世帯ではあるけれども、その本人から辞退届が、取るとおっしゃいましたが、辞退届というものを書いてもらうと、そういう事例があるわけですね。                                                                         |
| 福祉課長<br>349  | はい、そのとおりです。                                                                                                                                                              |

|              |                                                                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>350 | その場合なのですけれども、先ほど要否判定という話がありましたが、辞退届が出るということを理由にして廃止をしているのか、辞退届があった後、要否判定をきちんと行って廃止をしているのかというのはいかがでしょうか。                |
| 福祉課長<br>351  | 基本的に、辞退届が出る際にご本人の状況をよく確認をして、その出る前に相談をしますので、出た後に要否判定をするというような、それでも辞退届を出すという方ですので、辞退届けが出た後に要否判定をするというような形ではないということになります。 |
| 吉野委員長<br>352 | 生活保護の関係で、全国一律の基準があって、処理基準は多分あると思うのですけれども、辞退届が出たからと言って廃止になるものではないと。これはまずよろしいですか。                                        |
| 福祉課長<br>353  | 廃止決定をしてということとなります。                                                                                                     |
| 吉野委員長<br>354 | 辞退届が出た時に要否判定を・・・辞退届けをもらってですね、それで要否判定をしていくと。あなたはまだその保護世帯なのですっていう場合にはどうなるのですか。                                           |
| 福祉課長<br>355  | 基本的には引き続き保護をということでご本人には説明はしますが、ご本人がやめたいということであれば、準備をして廃止というような手続きになります。                                                |
| 吉野委員長<br>356 | それ自体は、なんていうか、正しい手続きとしてあり得るのですか。                                                                                        |
| 福祉課長<br>357  | はい。本人の最終的な意思というようなことでのところにはなるのかなとは思いますが。                                                                               |
| 吉野委員長<br>358 | その関係の、何かそういう基準と言いますか、一律の関係の・・・なんて言うのでしょうか、処理基準ですか、そういったものというのはいくらで、説明していただけますか。                                        |
| 福祉課長<br>359  | はい。そうすれば、資料の方を用意したいと思います。                                                                                              |

|       |                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川原委員  |                                                                                                                                                                                    |
| 360   | 今の委員長の件、追加ですけれども、例えば、辞退届が出てきたけれどもいろんな事情で生活保護を継続していただいた、そういったケースがあるとすれば 何件あるのでしょうかというデータも合わせて提供いただければと思います。                                                                         |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                    |
| 361   | よろしいですか。では、お願いしたいと思います。他にこの関係、何かございますか。                                                                                                                                            |
| 新木委員  |                                                                                                                                                                                    |
| 362   | 辞退で就労収入というのがあるわけですね。これ、働き始めたから収入が増えたという認識でよろしいのでしょうか。                                                                                                                              |
| 363   | それともう1つですね。預貯金の活用ということが出てきています。これで辞退ということです。これは、開始時の調査が十分ではなかったという風なことになるのでしょうか。                                                                                                   |
| 364   | はい。それともう1つが、年金収入については、これは年金年齢だとか色々ありますので、それによって指導した結果ですね。<br>その年金を新たに受け取れるようになったのかどうか、その辺をちょっと確認をしたいと思いますので、データがあればお願いしたいと思います。以上です。いかがでしょうか。                                      |
| 福祉課長  |                                                                                                                                                                                    |
| 365   | はい。まず、預貯金の活用の調査が漏れていたとかっていうようなこととかというように、その後の調査で 預貯金があったというのがわかった場合は要否判定をかける形となりますので、辞退届で預貯金の活用というのは、こちらが発見したからということではありませんので、具体的には、預貯金が貯まったので、それでしばらくは辞退、保護は受けないというような形になるかと思います。 |
| 366   | 基本的には、保護費用をもし貯めた場合は、そのお金は要否判定の金額にはなりませんので、上のその他の預貯金の活用とはまた違う形とはなります。                                                                                                               |
| 367   | 年金収入での辞退というようなところについては、具体的に、もう少し、そうすれば細かく事由の方は見てみたいと思います。                                                                                                                          |

|       |                                                |
|-------|------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                |
| 368   | <p>今、それぞれこちらの方から質問したことの意図はわかりますよね。</p>         |
|       | <p>要するに、なぜ辞退届の中に就労収入とか預貯金とか年金収入が入るの</p>        |
|       | <p>だろうというのが素朴な疑問なのです。</p>                      |
|       |                                                |
| 369   | <p>だから、そこについてお答えいただけるような資料をお願いしたいとい</p>        |
|       | <p>うことになります。</p>                               |
|       |                                                |
| 370   | <p>続いて、最後 9—6 番、先ほど少しありましたけれども、廃止割合の群</p>      |
|       | <p>馬県内の 12 市との比較というところがございますが、こちらについて</p>      |
|       | <p>は先ほど川原委員からありました。</p>                        |
|       |                                                |
| 371   | <p>他に何かありますか。</p>                              |
|       | <p>よろしいですか。はい。では、そうしましたら、9 番の関係の資料はこ</p>       |
|       | <p>れで一応検討を終えたいと思います。</p>                       |
|       |                                                |
| 372   | <p>続いてですね、10 番の資料がいくつかあります。これは、10 番が 5 つ</p>   |
|       | <p>位ございまして、ただ、10—2 番は、前回こちらの方から要望して、研</p>      |
|       | <p>修をちゃんとやっていますかということに関しても資料の提示をいただ</p>        |
|       | <p>いたということになると思います。</p>                        |
|       |                                                |
| 373   | <p>それから、10—3 番の関係は、人事評価というのはどんなふうにしてい</p>      |
|       | <p>るのですかということのお尋ねをした時に、総務部長の方から、お答え</p>        |
|       | <p>いただいて、こういったものがありますという、一般的な福祉事務所の中</p>       |
|       | <p>ではなくて、桐生市の職員としての人事評価は行っていますということ</p>        |
|       | <p>の説明だと思います。</p>                              |
|       |                                                |
| 374   | <p>それから、10—4 番は、先ほど、10—1 番と 10—4 番が、多分似たよう</p> |
|       | <p>な話になると思いますけれども、査察指導員になるまでの経験年数、そ</p>        |
|       | <p>れから 10—4 番が、保護系の職員配置と所掌事務ということで、この</p>      |
|       | <p>所掌事務の方は、前回、その相談員という方がいるのだけれども、相談</p>        |
|       | <p>員という方が、その社会福祉主事の資格を持っている方ではない方が</p>         |
|       | <p>いるのではないかというようなお話があったので、それぞれの方がどん</p>        |
|       | <p>な所掌事務をしているのですかということのお答えだと思います。</p>          |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>375 | それから最後、10—5 番は、これは実施方針などをちゃんと定めていますかということで、それにお答えいただいたものだと思います。<br>資料の 10 はそういう理解なのですけれど、なにか補足はありますか。                                                                                                                                                                    |
| 福祉課長<br>376  | 特にはございません。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 吉野委員長<br>377 | 時間が押してまいりましたけれども、もし資料の 10 番の関係で、やはりここは聞いておこうということがございましたらお願いしたいと思います。                                                                                                                                                                                                    |
| 川原委員<br>378  | 資料 10—5 番で、実施方針、実施計画の中で、それぞれ 年度ごとに事業計画、実施方針が載っております。共通して載っているのが、監査指摘事項以外の実施機関が抱える問題点という中で、毎年、女性ケースワーカーの配置という部分が課題として挙げられております。                                                                                                                                           |
| 379          | 現在、女性ケースワーカーはいないと、0 ということでよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 福祉課長<br>380  | はい、現在、配置はございません。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 川原委員<br>381  | それで、課題として全国調査団体への桐生市からの回答にもあるのですが、やはり ケースワーカーがゼロというのが問題ということと、やはり新規の女性利用者、相談者が来た時には必ず女性の職員をつけて相談に乗るという中にあって、2023 年ですから、令和 5 年の女性職員の保護係の比率が 10.0 パーセント、1 割。これ、2020 年、3、4 年前と比べ、4 年前が 21.4 パーセントいましたので、そこから女性が、さらにこういった課題がありながら、ケースワーカーはゼロでありますし、女性職員は減っているという大きな課題だと思います。 |
| 382          | 今後、女性のケースワーカーも含めて増員していくということが大きな課題だと思いますので、その辺、今現在の状況、女性職員が逆に減っているような状況についてどのようにお考えか、聞かせていただければと思います。                                                                                                                                                                    |



|              |                                                                                                                                      |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>383 | はい、ありがとうございます。今の時点で何かお答えできることがありますか。                                                                                                 |
| 福祉課長<br>384  | はい、現時点で課題という風には捉えております。<br>女性職員が女性ケースの場合には対応するということの方針は変わっておりませんので、今もそういう風な形でやっております。                                                |
| 385          | 課題としますと、担当地区割りで今やっているものですので、担当割りの考え方も、女性ケースワーカーを選任させるとかというような担当割りの考え方とかも考えなければならないのかなというような状況ではございます。                                |
| 386          | 当然課題として考えているところで、なるべく早い時期に女性ケースワーカーの配置ができればという風には考えているところです。                                                                         |
| 吉野委員長<br>387 | この資料の 10 番の関係ですけれども、委員の皆さん、他に何かご指摘ありますか。                                                                                             |
| 新木委員<br>388  | はい。いわゆる 10－1 番なのですけれども、SV になるまでの経験年数の中で係長職の SV の方ですが、生活保護経験がないという方が資料を見ますと 2 名おります。                                                  |
| 389          | これ全体の人事の関係もあるのでしょうかけれども、やはり福祉職という形での対応はないかと思うのですけれども、やはり前にそういう経験をしている人たち、そういうのも今後ですね、これはあくまでも市の人事の方向性なのですから、その辺も十分配慮していただきたいと思っています。 |
| 390          | 例えば、G さんについては、生活保護現業が全くなしで、この方は社会福祉事務が 3 年間ということですが、やはり内容的に非常に生活保護の場合は、詳細な配慮も必要になってきます。                                              |
| 391          | 今後についてはということになりますけれども、これを見てどうかという感じがしました。                                                                                            |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部長  |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 392   | 今の関連ですけれど、ケースワーカーについては、三科目主事とも言われまして、普通の大学を出てある種の三科目を取れていればケースワーカーになってしまうという認識です。                                                                                                                                                                                                       |
| 393   | 私どもとしても、社会福祉士も何人もいるのですが、その社会福祉士でなければケースワーカーでないというような認識ではありません。                                                                                                                                                                                                                          |
| 394   | それは介護保険のその地域包括センターがらみの相談支援ということであてがってきましたけれども、今後、3科目主事ということではあるけれども、やっぱりその専門性の確保の徹底、ある程度資格がもう少しグレードのある方についての配置というのを今後検討する必要があるのかなという風には感じております。                                                                                                                                         |
| 新木委員  |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 395   | 三科目主事ということで、本当に福祉の分野だけでないものが、ある程度の示された3科目であればいいということになっていますので、そうは言ってもこれは、専門的な業務になりますので、ぜひ配慮の必要があります。                                                                                                                                                                                    |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 396   | 時間が押しているのですが、私も1つだけ、今の資料10—1番なのですけれども、こちらについて、今、新木委員からの指摘もありましたけれども、福祉事務所の組織的な問題だという風に私も少し思いました。                                                                                                                                                                                        |
| 397   | 査察指導員に当たる方が、経験が少し、実務経験のない方がおられるような時って、その上の方がいるのではないかなと私少し思ったものですから。                                                                                                                                                                                                                     |
| 398   | ここには、一般職とケースワーカーとその係長が書かれているのですけれども、それぞれの年次に合わせてその上の職があと2つぐらいあるのですかね。福祉事務所長さんと課長さんですかね、部長さんと課長さんというと思いますので、その辺りが、これA、B、Cはまた変わってしまうかもしれませんが、同じ方がどういう風に動いて、組織的にこうまとめておられるのかとか、そういうのが少し分かるようにしていただいた方がいいのかなと思いましたので、少しこの10—1番については、そういう点で、上役まで入れていただいて、全体の組織的なまとまりがわかるように少し工夫をお願いしたいと思います。 |

|       |                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長  |                                                                                                                                        |
| 399   | はい。そうすれば、福祉事務所長と課長をここに加えるような形で整理したいと思います。                                                                                              |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                        |
| 400   | そうしましたら、今日は資料の 10 番の検討までということにさせていただきます。                                                                                               |
| 401   | 終わる前に内部調査チームの報告についてなのですけれども、先ほどヒアリングの過程にあるということをご報告いただきました。<br>その他、ご報告いただけることがあればと思いますが、いかがでしょうか。                                      |
| 内部調査  |                                                                                                                                        |
| 402   | 先ほど申し上げたとおりでございまして、なるべく早いうちにヒアリング結果、また他の調査結果をまとめさせていただいてご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。                                                |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                        |
| 403   | 引き続きよろしくお願いいたします。<br>今日の委員会としてはここまでとさせていただきたいと思いますが、委員の皆様の方でもよろしいでしょうか。                                                                |
| 404   | 今後の委員会ということでございますけれども、今日も原則公開というところを前提にしてお話をさせていただきました。                                                                                |
| 405   | 今日取り扱いましたことは、まだ生活保護の受給者の方の個別の事情というところまで深く立ち入った話にはなっておりませんでしたので、全部公開ということにさせていただいております。                                                 |
| 406   | 今後なのですけれども、取り扱いの内容によっては一部非公開とするということも考えられますので、その際にはその旨のご説明を差し上げたいと思います。                                                                |
| 407   | ただ、ここは個人的な私の意見としては、全部非公開、毎回ですね、全部非公開ということはあまり考えておりませんので、公開する部分については公開をさせていただいて、そして中途の時点で非公開にさせていただくような、そのようなことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。 |

|       |                                                                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                  |
| 408   | そうしましたら、最後になりますけれども、事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。                                                                                             |
| 事務局   |                                                                                                                                                  |
| 409   | 事務局より連絡事項です。次回、第3回第三者委員会は、開催概要が決まりましたら 桐生市のホームページに掲載をいたします。                                                                                      |
| 410   | 委員長からもお話がございましたが、今後の委員会は 一部非公開で開催をする場合もございます。一部非公開の場合は、公開部分が冒頭のみになる可能性もございますので、ご理解をお願いいたします。                                                     |
| 411   | 傍聴の皆様にご連絡です。委員の皆様は、本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。勤務先等へ 個別の連絡等はお控えくださいますようお願いいたします。                                                                  |
| 412   | お問い合わせ事項などございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。なお、事務局は人材育成課内に設置しておりますので、よろしくをお願いいたします。                                                                      |
| 413   | 本日の委員会の議事録は、桐生市のホームページでご確認いただけます。準備にお時間をいただきますので、ご了承をお願いいたします。                                                                                   |
| 414   | 冒頭でお伝えをいたしましたが、本日の資料につきましても、本委員会閉会後に準備が整い次第、桐生市のホームページでご確認いただけます。                                                                                |
| 415   | 報道関係の皆様にご連絡です。桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会傍聴要領第12条に基づき、委員長より、報道関係者の方の質疑応答に関して、第2回委員会内においての許可を得ております。                                                  |
| 416   | ただ今より10分間になりますが、委員の皆様は質疑のある場合は、挙手の上、指名をされた方より報道機関名をお伝えいただき、お話をお願いいたします。なお、今回は検証委員会の場合でありますので、委員の方への質問のみに限らせていただきます。時間の都合もございますので、1社1問にさせていただきます。 |

|     |                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 |                                                                                    |
| 417 | また、質疑応答に関する部分は議事録には掲載をいたしませんので、よろしく願いいたします。                                        |
| 418 | 一般傍聴席の皆様でご退席を希望される方は、傍聴札を、お手数ですが出入り口におります係員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。        |
| 419 | <p>なお、お配りした傍聴要領について、不要な方はお座りいただいた席にお戻しください。事務局からの連絡事項は以上です。</p> <p>(報道関係者質疑応答)</p> |
| 420 | では、報聴者の皆様、報道関係の皆様はご退席をお願いいたします。以上で本日の議事は全て終了しました。                                  |
| 421 | 委員の皆様、ありがとうございました。                                                                 |
| 422 | これで第2回第三者委員会を閉会いたします。                                                              |
| 423 | 本日の事務局へのお問い合わせは14時から17時15分までになります。傍聴の皆様、どうぞお気をつけてお帰りください。                          |
| 424 | <p>委員の皆様に事務局よりご連絡です。</p> <p>この後、打合せがございますので、会場の準備が整うまで少々お待ちください。</p>               |
| 425 | 事務局職員は、傍聴の皆様のお忘れ物、ご退出を確認してください。                                                    |